

No.5

令和7年度熊谷市^{一特}般^別会^計補正予算書

議案第9号

令和7年度熊谷市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度熊谷市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,987,787千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87,194,916千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和8年2月25日提出

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		31,784,458	108,600	31,893,058
	1 市民税	14,790,300	108,600	14,898,900
10 地方特例交付金		170,000	7,995	177,995
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	7,995	7,995
11 地方交付税		6,650,000	2,041,141	8,691,141
	1 地方交付税	6,650,000	2,041,141	8,691,141
15 国庫支出金		16,475,811	879,874	17,355,685
	1 国庫負担金	12,237,887	156,232	12,394,119
	2 国庫補助金	4,198,022	721,642	4,919,664
	3 委託金	39,902	2,000	41,902
16 県支出金		6,150,398	102,820	6,253,218
	1 県負担金	4,144,517	75,101	4,219,618
	2 県補助金	1,408,389	27,719	1,436,108
17 財産収入		142,008	17,858	159,866
	1 財産運用収入	130,353	17,858	148,211
18 寄附金		77,548	42,875	120,423
	1 寄附金	77,548	42,875	120,423
19 繰入金		5,385,861	△4,887,506	498,355
	1 基金繰入金	5,385,861	△4,887,506	498,355
20 繰越金		1,435,261	3,350,129	4,785,390
	1 繰越金	1,435,261	3,350,129	4,785,390
21 諸収入		2,433,628	211,601	2,645,229
	5 雑入	1,897,447	211,601	2,109,048
22 市債		6,093,700	1,112,400	7,206,100
	1 市債	6,093,700	1,112,400	7,206,100

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	84,207,129	2,987,787	87,194,916

歳 出

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		8,357,378	153,829	8,511,207
	1 総務管理費	6,445,821	153,829	6,599,650
3 民生費		40,607,442	828,219	41,435,661
	1 社会福祉費	17,448,556	389,469	17,838,025
	2 児童福祉費	18,646,161	239,437	18,885,598
	3 生活保護費	4,512,725	199,313	4,712,038
4 衛生費		6,371,897	△104,648	6,267,249
	1 保健衛生費	2,853,665	△104,648	2,749,017
5 労働費		367,175	13,855	381,030
	1 労働諸費	367,175	13,855	381,030
6 農林水産業費		1,164,126	34,495	1,198,621
	1 農業費	1,139,831	34,495	1,174,326
7 商工費		3,022,392	13,251	3,035,643
	1 商工費	3,022,392	13,251	3,035,643
8 土木費		9,518,047	△95,032	9,423,015
	2 道路橋りょう費	3,566,806	△88,200	3,478,606
	4 都市計画費	4,676,868	△6,832	4,670,036
10 教育費		7,098,429	2,143,818	9,242,247
	1 教育総務費	1,883,634	1,000	1,884,634
	2 小学校費	994,517	1,660,665	2,655,182
	3 中学校費	639,768	444,335	1,084,103
	5 社会教育費	2,021,830	36	2,021,866
	6 保健体育費	1,524,475	37,782	1,562,257
	歳 出 合 計		84,207,129	2,987,787

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	総合交通体系整備促進事業	49,100千円
		地域公共交通支援事業	23,650千円
		北部地域振興交流拠点施設（仮称）推進事業	68,607千円
		地域会館整備事業	304,279千円
5 労働費	1 労働諸費	屋外現場作業負荷軽減支援事業	13,855千円
6 農林水産業費	1 農業費	認定農業者支援事業	34,495千円
7 商工費	1 商工費	経営革新計画策定支援事業	8,000千円
8 土木費	3 河川費	新星川改修事業	55,218千円
		排水路等維持管理経費	48,822千円
10 教育費	2 小学校費	小学校維持管理経費	8,000千円
		小学校図書館図書等整備事業	2,665千円
		小学校校舎大規模改造事業	910,000千円
		小学校体育館空調設備整備事業	740,000千円

款	項	事業名	金額
	3 中学校費	中学校維持管理経費	6,670千円
		中学校図書館図書等整備事業	2,665千円
		中学校体育館空調設備整備事業	435,000千円
	6 保健体育費	物価高対応中学校給食費支援事業	37,782千円

第3表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設整備事業	1,135,300千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内(うち据置3年以内)償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防施設整備事業	62,800千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内(うち据置3年以内)償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。	39,900千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内(うち据置3年以内)償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

議案第10号

令和7年度熊谷市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度熊谷市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ379,262千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,134,155千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月25日提出

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		13,405,353	28,000	13,433,353
	1 県負担金・補助金	13,405,353	28,000	13,433,353
4 財産収入		82	30	112
	1 財産運用収入	82	30	112
5 繰入金		1,747,051	351,232	2,098,283
	1 他会計繰入金	1,747,051	351,232	2,098,283
歳	入	合	計	
		18,754,893	379,262	19,134,155

歳 出		単位 千円		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 保険給付費		13,262,384	28,000	13,290,384
	2 高額療養費	1,722,500	28,000	1,750,500
6 積立金		83	270,030	270,113
	1 積立金	83	270,030	270,113
8 諸支出金		34,152	81,232	115,384
	1 償還金及び還付加算金	34,152	81,232	115,384
歳 出 合 計		18,754,893	379,262	19,134,155

議案第11号

令和7年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度熊谷市の熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,892千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,458,919千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和8年2月25日提出

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,367,960	△13,892	1,354,068
	2 上石第一土地区画整理事業繰入金	306,883	△28,880	278,003
	3 上之土地区画整理事業繰入金	943,862	14,988	958,850
歳 入	合 計	1,472,811	△13,892	1,458,919

歳 出

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 区画整理費		1,472,711	△13,892	1,458,819
	2 上石第一土地区画整理費	325,753	△28,880	296,873
	3 上之土地区画整理費	1,027,364	14,988	1,042,352
歳 出	合 計	1,472,811	△13,892	1,458,919

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 区画整理費	3 上之土地区画整理費	上之土地区画整理実施事業	59,300千円

議案第12号

令和7年度熊谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和7年度熊谷市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,539,537千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月25日提出

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		2,579,549	210,900	2,790,449
	1 後期高齢者医療保険料	2,579,549	210,900	2,790,449
歳 入	合 計	3,328,637	210,900	3,539,537

歳 出		単位 千円		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,233,882	210,900	3,444,782
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,233,882	210,900	3,444,782
歳 出 合 計		3,328,637	210,900	3,539,537